

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
29	軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の都道府県から指定都市への移譲	福岡県	1～6
17	へき地等の公立病院が医療従事者の派遣を受けることを可能とする見直し	徳島県	7～11
16	介護施設に係る生活保護法と介護保険法の取扱いを連動する見直し	指定都市市長会 (仙台市)	12～17
35	生活保護費返還金等の徴収・収納事務の私人委託	船橋市	18～20
42	狂犬病予防法に基づく犬の登録原簿の管理の見直し	出雲市	21～31
6	障害児通所給付決定の有効期間の見直し	熊本市	32～42
7	児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に配置すべき職員の数に看護職員を含めることを可能とする見直し	伊佐市	43～51
		米子市	52～61
9	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用に係る施設基準の見直し	指定都市市長会 (岡山市)	62～69
22	地域未来投資促進法又は農村産業法に基づく工業団地等の拡張に係る運用の弾力化	兵庫県	70～80

令和元年7月16日

軌道法・鉄道事業法に基づく 都道府県事務・権限の 政令市への移譲

福岡県
Fukuoka Prefecture



重点番号29: 軌道法及び鉄道事業法に基づく事務・権限の
都道府県から指定都市への移譲(福岡県)

1-① 軌道法における事務の現状

軌道法に基づく軌道

※本頁中凡例 軌道法…法、軌道法施行令…令、軌道法施行規則…規則

- 原則として**道路に敷設**されるもの（例：路面電車・道路上の都市モノレール等）
- 法は、道路行政と運輸行政の側面を有し、国では道路局と鉄道局で共管
道路行政に関する事務・権限 … **本省道路局**と**知事**が行う
運輸行政に関する事務・権限 … **本省鉄道局**と**地方運輸局**が行う

運輸行政

道路行政

【鉄道局(地方運輸局経由)特許等】

- ・軌道事業の特許(法3条)
- ・起業目論見書諸記載事項変更の認可(令4条)
- ・会社合併又は分割の認可(法22条)
- ・軌道事業の休止又は廃止の認可(法22条ノ2)
- など

【道路局(知事経由)認可等】

- ・工事施行の認可(法5条)
- ・線路又は工事方法書(※)記載事項変更のうち大臣案件の認可(令6条)
- ・車両設計の認可(規則13条ノ2) など

【知事認可等】

- ・線路又は工事方法書(※)記載事項変更のうち**知事案件**の認可(令6条)
- ・車両設計の変更の認可(規則13条ノ3) など
- ※知事案件は運輸局協議が必要なものあり

※工事方法書 記載事項例

- ・軌間
- ・軌道中心間隔
- ・最小曲線半径・最急勾配
- ・軌道構造
- ・停留場
- ・車庫・車両検査修繕施設
- ・信号保安設備
- ・車両
- ・送電線路・配電路 など
- に関する事項

道路法による道路管理との関係

- 軌道事業の特許(法3条)**を受けた軌道経営者は、**道路管理者による道路占用の許可**を受けたものとみなされる。(法4条)
- 軌道経営者が**工事の施行に関する認可(令6条など)**を受けたときは、**道路管理者による道路の工事に関する許可や承認**を受けたものとみなされる。(法6条)

1-② 政令市内における軌道法事務の問題点

ア 道路管理者と許認可権者が異なることによる事務の非効率

- 道路法では、政令市内の道路(国道の直轄区間を除く)は、政令市長が道路管理者として、都道府県と同等で管理・監督を実施(道路法17条) ⇒ 知事は道路管理をしていない

⇕ 政令市長の道路管理権限と齟齬が発生

- 軌道法では、政令市内の軌道も、知事が管理する道路がないにもかかわらず、道路行政の一環として、知事が軌道工事に関する軽微な認可事務などを実施(軌道法施行令6条など) ⇒ 知事は、政令市内の軌道法の事務を行う際、政令市内の道路の状況を改めて把握することとなり、確認に時間を要する要因となるなど事務が非効率である

- ・都道府県の負担 ⇒ 事業者からの説明聴取、上司への内容説明、各管理者への確認(必要な場合)
- ・事業者の負担 ⇒ 直接関係のない県に来庁・説明する必要性

イ 軌道経営者の利便性

- 政令市内の軌道経営者が各種申請等を行う際には、軌道を敷設する道路の主な道路管理者となっている政令市長ではなく、管理する道路のない知事が窓口となる ⇒ 多くの場合、政令市内の軌道経営者の事業所は当該政令市内にあり、より身近な市役所を窓口とできることは、軌道経営者の利便性の向上につながる

∴ 政令市が処理する方がメリットが多い